

## 令和6年度青い森鉄道利用体験支援事業実施要項

### (目的)

**第1条** 県は、地域の幼稚園、小中学校等の遠足、校外学習における移動手段として、青い森鉄道を利用する機会を提供することを通じ、教育旅行での鉄道利用のニーズを把握し、新規需要の開拓を図るとともに、子どもたちの将来の鉄道利用に向けたマイルール意識の醸成を図るため、この要項に定めるところにより、予算の範囲内において青い森鉄道利用体験支援事業を実施する。

### (定義)

**第2条** この要項において、「対象団体」は青森県内に所在する幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校、放課後児童会をいう。

2 この要項において、「青い森鉄道利用体験支援事業」とは、対象団体が令和6年5月1日から令和7年2月28日までの間に公式行事として行う社会見学、体験学習、体育大会、芸術鑑賞会、コンクール等の教育旅行（1回の参加人員はおおむね2名以上150名以下のものに限る。）で、その行程において青い森鉄道を利用するものをいう。

### (申請)

**第3条** 本事業を実施しようとする対象団体は、旅行日の30日前までに、青い森鉄道利用体験支援事業鉄道利用実証申込書兼乗車証（第1号様式）に、行程がわかる資料を添えて、県（交通・地域社会部鉄道対策課青い森鉄道グループ）に提出しなければならない。

2 前項の申請について、対象団体は、旅行会社を通じて申請することができる。

3 第1項の申請があった場合、青い森鉄道株式会社は、同社が定める団体旅行申込書の提出があったものとみなす。

### (承認及び通知)

**第4条** 県は、当該申請に係る書類を青い森鉄道株式会社に送付する。

2 青い森鉄道株式会社は、当該申請の内容を審査し、県に対し、当該申請に係る青い森鉄道の利用の可否を回答する。

3 県は、対象団体に対し、申込の承認・不承認の通知をするものとし、承認するときは乗車証及びアンケートを併せて送付する。

4 前項の通知は、旅行会社を通じて行った申請については、旅行会社を経由して、対象団体に通知する。

#### (利用)

- 第5条** 申込が承認された対象団体は、県及び青い森鉄道株式会社の承認印が押印された乗車証を持参の上、青い森鉄道を利用する。
- 2 対象団体は、青い森鉄道の利用後、乗車証と併せて県から送付されるアンケートにより、当日の利用人数を県に回答する。
  - 3 県は、前項の規定により、回答のあった利用人数を、青い森鉄道株式会社に報告する。

#### (運賃の取扱い)

- 第6条** 青い森鉄道株式会社は、乗車証を持参し青い森鉄道を利用する対象団体から運賃を徴収しない。
- 2 青い森鉄道株式会社は、前条第3項の規定により、県から報告のあった利用人数に基づき、同社が定める運賃計算に係る規程の例により、運賃相当額を計算する。
  - 3 青い森鉄道株式会社は、青い森鉄道利用体験支援事業の利用実績を実績報告書（第2号様式）に取りまとめ、県に報告する。
  - 4 県は、前項の報告に基づき、運賃相当額及び本事業の実施に係る事務経費を青い森鉄道株式会社に支払う。

#### (その他)

- 第7条** この要項に定めのない事項又はこの要項の解釈に疑義が生じた事項については、その都度、対象団体、青い森鉄道株式会社及び県が協議して処理するものとする。

#### 附 則

この要項は令和6年4月5日から施行し、令和6年5月1日以降実施する青い森鉄道利用体験支援事業に適用する。

(第1号様式)

青森県・青い森鉄道株式会社  
青い森鉄道利用体験支援事業鉄道利用実証申込書  
兼 乗車証

記入者	
-----	--



下記の太枠欄に記入の上、旅程がわかる資料を添付してお申込みください。  
(校長又は園長等、団体の長の職員を押印してください。)

ふりがな							申込年月日	令和	年	月	日
団体名											
住所氏名							印	電話			
あっ旋人住所氏名 (旅行会社経由 の場合記入)							印	電話			
乗車人員	大人(中学生)	小児(児童・園児)	教職員	付添人	あっ旋人	その他	計	記事			
月日	列車番号 (列車名)		乗車区間 (発着時刻)			備考					

承認欄 -----

【申込書送付先】  
〒030-8570  
青森県青森市長島1丁目1-1  
青森県交通・地域社会部鉄道対策課  
青い森鉄道グループ  
(電話) 017-734-9150  
(FAX) 017-734-8035

青森県承認欄
--------

青い森鉄道承認欄
----------

- ※ この書類は、青森県及び青い森鉄道(株)の承認印があったもののみ乗車証として有効です。
- ※ 用紙の大きさは日本産業規格A4縦長とし、紙色は黄とします。
- ※ 列車乗降時、この乗車証の乗車人員増減の証明は不要です。
- ※ 下車改札時、この乗車証は原則回収不要です。



通し 番号	受託者 承認番号	団体名	適用運賃	生徒・児童			教職員・付添			合計 (①+②)	団体毎合計	備考
				人数	単価	①小計	人数	単価	②小計			
例1	例承認1	〇〇中学校	学生団体	8	230	1,840	1	330	330	2,170	2,170	・X月XX日利用 ・〇〇〇M青森～浅虫温泉(片道のみ)
例2	例承認2	放課後児童会〇〇	普通団体	10	190	1,900	1	370	370	2,270	2,270	・X月XX日利用・小児10名 ・〇〇〇M青森～浅虫温泉(片道のみ)
例3	例承認3	〇〇小学校	普通運賃	4	290	1,160	2	580	1,160	2,320	4,640	・X月XX日利用 ・〇〇〇M三沢～八戸(往路) ・X月XX日利用 ・〇〇〇M八戸～三沢(復路)
					290	1,160		580	1,160	2,320		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
利用人数小計												
A：利用人数計												
B (A*550円)：人件費計							C：運賃計					
月計 (B+C) 税込												

※人件費は実利用人数ではなく、団体ごとの申請人数とする。(往復利用分を数えない)